

平成25年行政事業レビューシート (文部科学省)

事業名	著作権行政の充実		担当部局庁	文化庁	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和26年度～終了年度未定		担当課室	長官官房著作権課 長官官房国際課	著作権課長 森 孝之 国際課長 佐藤 透			
会計区分	一般会計		政策・施策名	XⅢ 文化による心豊かな社会の実現 XⅢ-4 文化芸術振興のための基盤の充実				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	著作権法 第105条～111条 文学的・美術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約 第25条(4)(a)		関係する計画、通知等	司法制度改革推進計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	著作権紛争解決あっせん制度は、著作権等に関する紛争が生じた場合、第三者が関与することで実情に即した簡易、迅速な解決を図ることを目的とする。 また、世界的な所有権機関分担金は世界知的所有権機関(WIPO)加盟国としてWIPOの運営費を支払い、加盟国の著作権者の権利の保護に資することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	著作権紛争解決あっせん制度は、著作権法に規定する著作人権、著作権、著作隣接権及び二次使用料または報酬に関する紛争をあっせんにより解決するため、文化庁長官が著作権紛争解決あっせん委員を置き、これにより当事者間のあっせんを行う。 また、世界的な所有権機関分担金は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約(以下、「ベルヌ条約」という。)第25条(4)(a)において、WIPO運営費を支払うことが加盟国に義務づけられており、我が国は等級Ⅰ(その他の等級Ⅰの加盟国:アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ)に分類されて、これを文化庁26.6%、特許庁73.4%の比率で支払っている。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		当初予算	27	26	27	26	27	
		補正予算	-	-	△0	-	-	
		繰越し等	-	-	-	-	-	
	計	27	26	27	26	27		
執行額	27	26	27	-	-			
執行率(%)	99%	98.6%	99.7%	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標	著作権に関する紛争解決のためのあっせんを行う。(申請に基づき実施するため、定量的な指標は示せない。なお、平成24年度はあっせんの申請がなかったため実施していない。)		単位	22年度	23年度	24年度	目標値(年度)
	成果実績	達成度		%				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標	著作権に関する紛争解決のためのあっせんを行う。(申請に基づき実施するため、定量的な指標は示せない。なお、平成24年度はあっせんの申請がなかったため実施していない。)		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	活動実績 (当初見込み)				( )	( )	( )	-
単位当たりコスト	平成24年度はあっせんの申請がなかったため実施していない。		算出根拠					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標	WIPO加盟国の著作権者の権利保護(分担金はWIPOの運営費に充てられるため、定量的な指標は示せない)		単位	22年度	23年度	24年度	目標値(年度)
	成果実績	達成度		%				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標	WIPOへの支出:1件		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	活動実績 (当初見込み)	件		1	1	1	1	-
単位当たりコスト	27百万円(円/件)		算出根拠		平成24年度分担金支出額:27百万円/支出件数:1件			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	委員手当	0.06 百万円	0.06 百万円					
	職員旅費	0.01 百万円	0.01 百万円					
	政府開発援助世界知的所有権機関分担金	8 百万円	8 百万円					
	世界知的所有権機関分担金	18 百万円	19 百万円					
	計	26 百万円	27 百万円	*表示単位未満の四捨五入の関係で、積み上げとは一致しない				

事業所管部局による点検						
項目		評価	評価に関する説明			
必要投入の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	・著作権紛争解決あっせん制度は、著作権法第105条～111条に規定されているとおり、著作権等に関する紛争について国が関与することで実情に即した簡易、迅速な解決を図ることを目的とした制度であり、国が実施すべき事業である。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	・世界知的所有権機関事務局分担金については、世界知的所有権機関(WIPO)の運営予算として、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約(ベルヌ条約)第25条(4)(a)により、7等級別に応じた分担金を支払うことが、各加盟国に義務付けられているものであり、加盟国である我が国が負担しなければならないものである。なお、分担額は毎年開催されるWIPO総会で決定されることとなっている。			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○				
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	—	・著作権紛争解決あっせん制度に係る予算について、平成24年度はあっせんの申請がなかったため執行されていない。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	—				
	単位当たりコストの水準は妥当か。	—	・世界知的所有権機関事務局分担金は、WIPOの年間の事業計画に要する経費の財源の一部に充てられることとなり、文化庁26.6%、特許庁73.4%の比率でWIPOに支払うこととなっている。			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—				
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○				
利用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—					
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	—	・著作権紛争解決あっせん制度に係る予算について、平成24年度はあっせんの申請がなかったため執行されていない。			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	・世界知的所有権機関事務局分担金は、WIPO加盟国の著作権者の権利保護を目的として、毎年支出しているものであるが、WIPOの年間の事業計画に要する経費の財源の一部に充てられるため、定量的な成果実績は示すことはできない。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○				
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—				
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	<p>・著作権紛争解決あっせん制度については、平成24年度はあっせんの申請がなかったため実施していない。</p> <p>・分担金支出国として、WIPO事務局での予算の適正な執行を監視するため特許庁と連携し、WIPO一般総会等での議論に参加している。</p> <p>世界知的所有権機関分担金も国際機関による取決めのため、日本単独で見直すことは困難である。ただ、引き続き特許庁と連携し、当該分担金がWIPO内で適切に使用されているか監視していくこととしたい。</p>					
外部有識者の所見						
<p>本事業は、国際機関である世界知的所有権機関(WIPO)の加盟国に義務づけられた分担金であり、見直すべき内容は認められず、引き続き効率的、効果的な事業の実施に努めるべきである。</p>						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	<p>1. 事業評価の観点:本事業は、国際機関に対する分担金等であり、長期継続事業の観点から検証を行った。</p> <p>2. 所見:条約に基づく分担金の支払いであり、現状において見直すべき点も特段認められないことから、現行の仕組みを維持すべきである。</p>					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
<p>司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)</p> <p>裁判外の紛争解決手段(ADR)の拡充・活性化</p> <p><a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/keikaku/020319keikaku.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/keikaku/020319keikaku.html</a></p>						
平成22年	0494	平成23年	0419	平成24年	0443	

※平成24年度実績を記入。

文化庁  
27百万円



【分担金】

A 世界知的所有権機関  
27百万円

（WIPO加盟国の著作権者  
の権利の保護に資する  
取組を実施）

資金の流れ  
（資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する）  
（単位：百万円）

**費目・用途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と用途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.世界知的所有権機関			E.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
分担金	WIPO分担金	27			
計		27	計		0
B.			F.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0

## 支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	世界知的所有権機関	WIPO加盟国の著作権者の権利保護に資する取組を実施	27	—	—

\* 分担金であるため「入札者数」「落札率」は「—」としている